

現場代理人および技術者等の 適正配置について

新潟市水道局

総務部技術管理室

現場代理人の兼任 (新潟市発注工事)

【兼任要件】

本市発注の工事で次の①又は②のいずれかの条件に該当する場合、現場代理人の兼任を認めますが、1人の現場代理人に対して同時期に認められるのは①又は②のいずれか一方の場合のみです。

① 新潟市発注工事の当初契約金額の合計が7,000万円未満の工事5件まで兼任できます。(1件3,500万円未満、工種は問わない)この場合の合計金額は当初契約金額の合計金額で判断し、変更により合計金額が規定額を超えても継続して兼任できます。

② 新潟市発注工事で、兼任する工事現場が同一又は近接しており、かつ工事内容に関連性がある場合で、兼任してもその影響が比較的少ないと工事発注所属長が認めた工事(金額の上限なし。発注時に特記仕様書に示した工事に限る。)5件まで兼任を認めます。

現場代理人の兼任 (水道局発注工事)

【兼任要件】

新潟市水道局発注工事で、次のいずれかの条件に該当する場合、現場代理人の兼任を2件まで認めます。

- ① 2件とも当初契約額が1,000万円未満の工事である場合
- ② 兼任する工事現場が同一又は近接しており、兼任してもその影響が比較的少ない工事※¹
- ③ 現場作業の無い期間が1ヵ月以上継続する工事と別の工事※²

※¹ 現場間の距離が1工区程度(200m~300mを目安)以内の工事とします。

※² 兼任が可能な期間は、現場作業がない期間または工場製作のみの期間とします。

現場代理人の兼任 (新潟市発注工事と水道局発注工事)

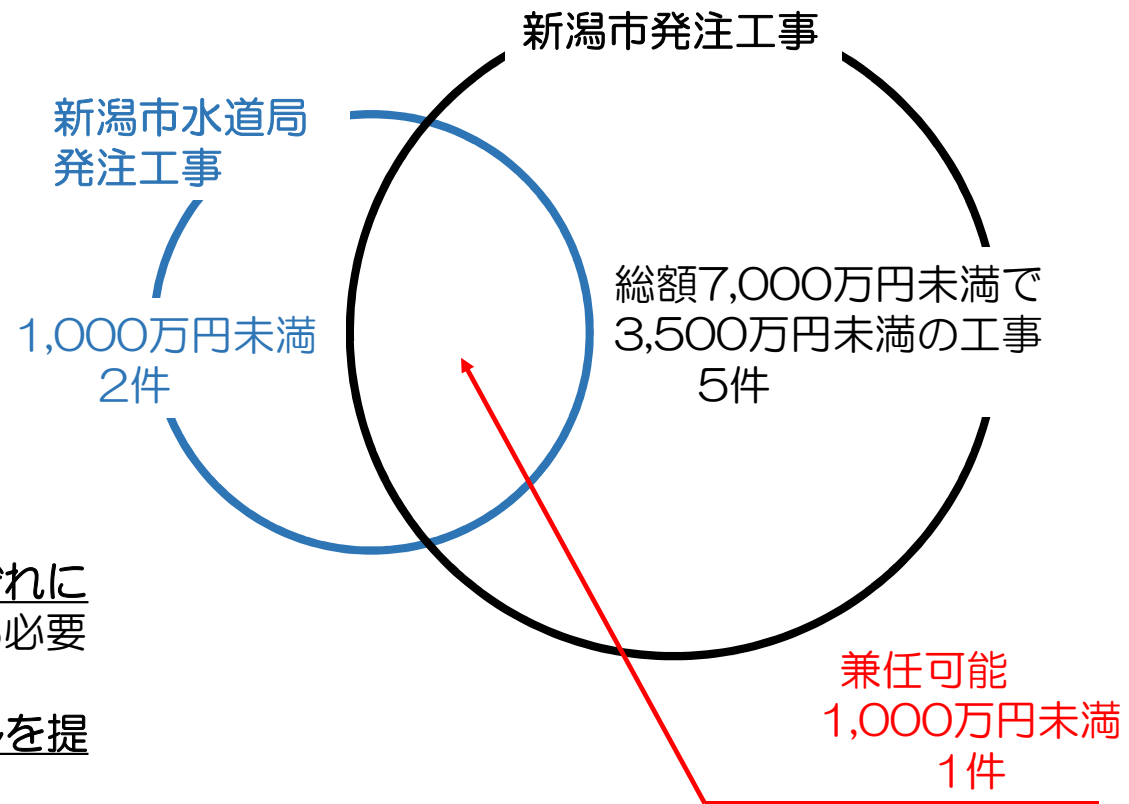
【兼任できる例】

新潟市発注の1,000万円未満の工事1件と水道局発注の1,000万円未満の工事1件の合計2件

注：新潟市発注工事のみの場合は5件まで兼任できますが、この場合は水道局通知により2件までの兼任となります。

現場代理人の兼任 可能となる兼任工事のイメージ

新潟市と新潟市水道局に
限って、お互いの条件は
そのまま、兼任が可能



【手続き】

新潟市及び新潟市水道局のそれぞれに
現場代理人兼任の届出を提出する必要
があります。
承認後は双方に承認通知書の写しを提
出してください。

主任技術者の専任要件の緩和措置について

【緩和措置の内容】

請負代金が3,500万円（建築一式工事においては7,000万円）以上に置く主任技術者については、下記①及び②の要件すべてに該当する場合は兼任が可能。

- ① 国、県、市町村等が発注する工事であること。
ただし、兼任する工事が他機関の発注であるときは、当該発注機関が兼任を認める場合に限る。
- ② 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に
あたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の距離が10km程度の
近接した工事であること。

主任技術者の専任要件の緩和措置について

【兼任可能件数】

発注機関相互で2件まで可能

【注意事項】

- ① 兼任を認められた場合においても、発注者と常時連絡の取れる体制を整えておくことが必要。
- ② 本運用は、専任の主任技術者に対する取扱いであって、専任の監理技術者、営業所における専任の技術者については兼任の適用対象外。
- ③ 兼任する工事において、受注者の責によらないやむを得ない理由により、専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合は、技術者の途中交代を認める。
- ④ 下請人にも適用できるものとする。

特例監理技術者の取り扱い

【配置要件】

建設業法第26条第3項ただし書きの適用を受ける特例監理技術者について、下記の要件すべてに該当する場合は配置が可能

- ① 受注者が特定共同企業体でないこと
- ② 兼任する工事数は、他機関発注の公共工事・民間工事含め**2件まで**であること
ただし、兼任する工事が他機関の発注であるときは、当該発注機関が兼任を認める場合に限る
- ③ 兼任する工事現場が、共に新潟市内であること
- ④ 当該現場ごとに**監理技術者補佐を専任で配置**すること（資格要件：1級技師補以上）
- ⑤ 監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定項目は、特例監理技術者に求める技術検定項目と同じであること
- ⑥ その他、発注者が監理技術者の専任を要すると判断する工事でないこと

特例監理技術者の取り扱い

【注意事項】

- ① 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立ち合い等の職務を適正に遂行すること
- ② 特例監理技術者が現場に不在の場合においても監理技術者の職務が円滑に行えるよう、特例監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡がとれる体制を整えておく
- ③ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすることが必要

現場代理人及び技術者等の変更について

建設工事の適正な施工確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどる技術者等については、原則工期途中での交代は認めておりません。ただし、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、次の①又は②に該当する場合は技術者等の工期途中での交代を認めます。

- ① 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- ② 水管橋、配水ポンプ等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

なお、いずれの場合であっても、発注者と受注者双方の協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じて、一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要です。

また、監理技術者から特例監理技術者への変更あるいは特例監理技術者から監理技術者への変更は、工期途中での交代には該当しません。

現場代理人については、工期途中での交代について認めますが、みだりに交代し工事現場が混乱することの無いよう、最低限の交代にとどめてください。